

## 被告国準備書面 8

### 2 エルサレム

原告は、教育出版の申請図書（99ページ。乙A27の02の2）の写真について、同社が令和2年8月14日付けで世界遺産マークを付す訂正申請をしたことが、被告から同社に対して「訂正を内々に示唆したとしか考えられず」と主張するが（原告第九準備書面11ページ）、これが根拠なき臆測にすぎないことは、被告国準備書面(4)（5ページ）に述べたとおりである。

なお、原告の指摘する教育出版の当該写真は、初出ではなく、被告国準備書面(2)（6ページ）で述べたとおり、「初出箇所にも「世界遺産」の表記を付すとの編集方針を否定するものではない」ことから検定意見を付していないところ、初出に加えてその他の箇所に「世界遺産」の表記を付すとの編集方針を否定するものでもないことから、教育出版の当該訂正申請は「変更が適切な体裁、記載」であって、2項訂正として処理されているものである。

その他、被告国の主張は従前のとおりであり、本件申請図書に対して検定意見を付したことは、適法である。

### 3 軍縮の時代

原告は、軍人が危機感を抱くこととなった要因について、「大型巡洋艦の比率が対米6割であること」、「潜水艦の比率が同率になったこと」につき「軍令部不同意のまま条約が締結されたので、軍人に危機感が生じた」ことを主張する（原告第九準備書面12ページ）。

しかし、「対米7割」が達成されなかった事実の他に、原告が主張するような他の要因があったとしても、そもそも本件申請図書の該当部分にはこれらに対応する記述はなされていないから、原告の主張は前提を欠くし、被告国準備書面(2)（7ページ）及び同(4)（6ページ）で述べたとおり、「日本の補助艦の比率を対米英7割とする日本側の主張が通らず、この条約は後に「統帥権干犯問題」につながった歴史的事実」があり、「軍人に生じた「危機感」とは、対米7割を強硬に主張する海軍軍令部の意向に反して、「対米7割」が達成されなかった事実に起因する」ことを否定するものでもない。

なお、本件申請図書に検定意見を付したのは、被告国準備書面(6)（8ページ）で述べたとおり、「危機感を抱く」の記述との関係を踏まえると、補助艦比率を対米英7割とすべき旨の日本側の主張が実現しなかったことを理解することができるような文章上の工夫が必要であるところ、本件申請図書にはそのような工夫が何ら認められなかったために、「10：10：7」の記述が不正確なもの

と評価されたからである。

その他、被告国の主張は従前のおりであり、本件申請図書に対して検定意見を付したことは、適法である。

## 6 オリンピック参加国数

“(1) 原告は、日本文教出版による「94か国」を「93の国と地域」とする訂正申請が承認されたことにつき、被告国が、本件検定においては「93の国と地域」及び「94か国」の双方が根拠のあるものとしながら、日本文教出版による「94か国」を「93の国と地域」と改める訂正申請を誤記等を理由に認めたことは矛盾であるとし（原告第二準備書面8ページ）、当該訂正は被告国の指示により行われたものであって、日本文教出版は「文科省のアリバイ作りに協力させられた」（原告第七準備書面6ページ）などと主張する（原告第九準備書面18ページ、原告第七準備書面6ページ）。

同社の訂正は、検定審査後に誤記等を確認した場合に文科省が行う情報提供の一環として、令和2年度時点における方針に基づき、「国」のみを明示した記述は生徒が誤解するおそれのある表現である旨、同社に対して情報提供を行ったことを受けて、検定規則14条1項に基づきなされたものである。以上について、原告が「アリバイ作り」だと主張する趣旨が不明瞭であることをおき、教科書検定においては、当時検定年度の検定時を基準時として、申請図書の記述が検定基準に照らして適正か否かの判断をしておき、過去に使用された同様の表現がその後の検定においても当然に欠損がないと評価されるとは限らないところ、本件検定において「93の国と地域」及び「94か国」の双方を根拠のあるものとしたことと、令和2年度検定において「国」と「地域」の双方が含まれる実態をより重視し、「国」のみを明示した記述は生徒が誤解するおそれのある表現であると判断することとした理由は既に述べたとおり（被告国準備書面(2)10ページ、被告国準備書面(4)9ページ）であり、被告国の主張に何ら矛盾はない。また、教科用図書がより適切なものとなるよう、直近の学説状況等を踏まえて文科省から教科用図書の発行者等に対して情報提供を行うことにも何ら問題はなく、このことをもって本件申請図書の「93か国」の記述が許容されることになるものでもない。したがって、原告の上記主張は理由がない。

(2) 原告は、原告第九準備書面（16ページ）において、「93か国」の記述の根拠となる資料として甲第38号証の1及び甲第38号証の2を挙げる。

このうち、甲第38号証の1（163ページ）で「九三カ国」とある点については、同別表2（277ページ）に「参加国（NOC）数」と記載があり、「N

OC」は「独立国および継続的に行政が施行されている一定の地域に組織された国内オリンピック委員会」(乙A28の06の7)を意味することから、国に加えて地域を含んだ数字であるといえる。また、甲第38号証の2は、冒頭で「記録に関しては日本オリンピック委員会(JOC)や国際オリンピック委員会(IOC)などのデータをベースとしている」(乙A28の06の8)としているところ、「93カ国から5,151選手が参加」(同号証の2・203ページ)とあることから、数字の一致するIOCのデータを引用しているものと推察される。そして、IOCはホームページにおいて参加国数を「93 NOCs」(乙A28の06の9)としているから、「93カ国」は国に加えて地域を含んだ数字であるといえる。よって、原告が提示する資料は、いずれも国に加えて地域を含む数字を引用したものであり、原告の主張の根拠とはならない。

なお、文科省が記述の根拠となる資料を把握していない場合には、検定審査の過程で必要に応じて申請者に対し根拠資料の提出を求めることはあるが、本件は以上のとおり、文科省において根拠資料を把握していたことから、原告に対し特段根拠資料の提出を求めなかったものである。

次に、原告は、「平成26年度検定において「93か国」に検定意見を付さなかった理由をどう説明するのであろうか。〈求釈明とする。〉」(原告第九準備書面17ページ)とするが、被告は、既に被告国準備書面(4)(9ページ)において、「教科書検定においては、当時検定年度の検定時を基準時として、申請図書の記事が検定基準に照らして適正か否かを判断するのであって、過去に使用された同様の表現がその後の検定においても当然に欠陥がないと評価されるには限らない」と述べたとおりである。

さらに、原告は、「被告が国のほかに「地域」を加えなければならない根拠として乙A28の06の6をあげているが、令和3年(2021年)6月発行のもので、(中略)当時、93カ国の記述は誤りではない」(原告第九準備書面18ページ)と論難するが、当該証拠については被告国準備書面(4)(9ページ)において「本件検定後に公開された論文」であることを明示しているとおおり、近年の傾向に言及したものにすぎず、原告の上記主張は前提において誤っている。以上をおいても、検定当時の「国と地域」の根拠としては、被告は乙A第28号証の06の1を提示している。

その他、被告国の主張は従前のおおりであり、本件申請図書に対して検定意見を付したことは、適法である。

## 16 院政と荘園

” 原告が、原告第九準備書面（34ページ）において「摂関時代のものである」と主張する乙A第28号証の16の1は、被告国準備書面(2)（20ページ）で述べたとおり、「平安時代中期以降において「国衙」が国内の土地への課税や税の減免についての権限を握っていたとの歴史的事実」を説明するものであり、「摂関期」を中心に説明されているところ、引き続き院政期においても「国衙」の権限関係が変化したことを示す記述はない。原告も認めるとおり「実際の権限は朝廷（天皇）にあった」のであって、「天皇の位を退いている上皇において、国衙に対し免税をする権限を与えることはできない」（乙A20・12枚目、被告国準備書面(4)19ページ）。

以上については、院政期においても、課税の免除には国衙の命令書である「国司庁宣」が必要であり、朝廷のもとで国衙が徴税・免税の権限を握っていたという実態からも明らかである（乙A28の16の4）。

なお、原告第九準備書面（34ページ）において、2箇所「後白河上皇」との記載があるが、「白河上皇」の誤りであると解される。

その他、被告国の主張は従前のとおりであり、本件申請図書に対して検定意見を付したことは、適法である。

## 27 大宰府と太宰府

原告は、原告第九準備書面（49ページ）において、「日本文教出版の「大宰府政庁 現在の福岡県太宰府市におかれていました。奈良・平安時代を通して、外国との窓口になりました」という記述こそ問題にされなければならない」との主張を追加し、「「奈良・平安時代を通して」「大宰府」表記が続いたと読める」と論難する。

しかし、「奈良・平安時代を通して」は、直後の「外国との窓口になりました」の部分に掛かるものであり、中学校段階の合理的一般人が奈良・平安時代を通じて「大宰府」の表記が続いたと誤解するおそれはないから、原告の主張は理由がない。

その他、被告国の主張は従前のとおりであり、本件申請図書に対して検定意見を付したことは、適法である。

## 28 太政官

原告は、原告第九準備書面において「6社の記述が、明示こそしないが自由社と同じ論理で記載している」（50ページ）と主張し、「断定的に過ぎる」ルビを見れば同様の指摘がなされて良い筈である」（51ページ）と論難する。

しかし、被告国準備書面(2)（33ページ）で述べたとおり、本件申請図書は、「明治政府の行政機構を「だじょうかん」と読むという明確なルールが定まっていたという歴史的事実はない」にも関わらず断定的なルールを記述していたことから「一般的な読み方のルールが存在しているものと誤って理解するおそれがある」として検定意見を付したものであり、生徒が誤解するおそれのあるルールを明示せずに、「それぞれの時代において、より広く用いられたと考えられている「太政官」の読み仮名をそれぞれ付したものである6社（東京書籍、教育出版、帝国書院、日本文教出版、育鵬社及び山川出版社）の記述とは明確に異なる。

その他、被告国の主張は従前のとおりであり、本件申請図書に対して検定意見を付したことは、適法である。

## 49 インドネシア独立宣言文

原告は、原告第九準備書面（75及び76ページ）において、「日本に感謝して、皇紀を採用した」と記述のある根拠資料として甲第42号証の2を挙げている。

しかし、これは、被告国準備書面(3)（20ページ）において、「インドネシアの独立宣言文において皇紀が使用された理由については、様々な学説が主張されて」と述べてうちの一つの説を示すものにすぎないのであって、乙A第28号証の49の1及び2で検定当時の学説状況を示したとおり、「現在の学説状況を鑑みると歴史学において定着している通説的考え方があるものではない」ことに変わりはない。

したがって、本件申請図書の記述を読んだ中学校段階の合理的一般人において、当該記述の内容が歴史学において定着している通説的考え方であると誤って理解するおそれがあるものといえる。

なお、原告は、原告第九準備書面（76及び77ページ）において「当時のインドネシア高官」の発言を列挙するが、「皇紀」を採用した理由に関する記述はない。

その他、被告国の主張は従前のとおりであり、本件申請図書に対して検定意見を付したことは、適法である。